

岐阜市文化芸術全国大会等出場補助金交付要綱

令和7年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術の分野を対象とした全国大会等に出場するものを奨励し、もって本市における文化芸術の振興を図るため、予算の範囲内で行う岐阜市文化芸術全国大会等出場補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 岐阜市文化芸術基本条例（令和5年岐阜市条例第12号）第2条第1号に規定する文化芸術その他これに準ずるものとして市長が認めるものをいう。
- (2) 全国大会等 全国的規模の大会等、国際的規模の大会等その他市長が特に認める大会、コンクール等（以下「大会等」という。）をいう。
- (3) 全国的規模の大会等 全国的な規模の大会等であって、県大会、地方大会等による予選、選考等（以下「予選等」という。）により出場者（大会等の主催者から予選等を免除された者を含む。）が決定するものをいう。
- (4) 国際的規模の大会等 国際的な規模の大会等であって、予選等（全国的規模の大会等を含む。）により、又は公正かつ明確な出場基準により出場者（大会等の主催者から予選等を免除された者を含む。）が決定するものをいう。

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金は、次の各号に掲げる全国大会等の区分に応じ、当該各号に定める個人又は団体（団体競技に出場する単位となるべきものをいう。以下同じ。）に対して交付する。

- (1) 全国的規模の大会等 次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 個人競技に出場する個人であって、本市に在住し、かつ、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は同法第134条第1項に規定する各種学校（主に外国人を対象に同項の教育を行うものに限る。）に在学する者

(イ) 小学校就学の始期に達した日から満18歳に達する日の属する年度の3月31日までの間にある者（(ア)に掲げる者を除く。）

イ 団体競技に出場する団体であって、本市に活動の拠点を有し、かつ、ア(ア)又は(イ)に該当する者が在籍しているもの

- (2) 国際的規模の大会等 次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 個人競技に出場する個人であって、本市に在住し、在勤し、又は在学するもの

イ 団体競技に出場する団体であって、本市に活動の拠点を有し、かつ、本市に在住し、在勤し、又は在学する者が在籍しているもの

(3) 市長が特に認める大会等 市長が特に認めるもの

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する全国大会等は、補助金の交付の対象としない。

(1) 営利又は宣伝を主たる目的とするもの

(2) 特定の流派、教室、組織等に所属していることを出場条件としているもの

(3) 特定の商品、サービス等の使用を出場条件としているもの

(4) 親善交流を主たる目的とするもの

(5) 出品又は出展のみを行い、出場者が大会等の会場に赴くことを要しないもの

(6) 予選等に出場した者の全員が出場できるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

(1) 補助金の交付を受けようとする全国大会等への出場に対し、本市からこの要綱で定める補助金以外の補助を受けているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるもの
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、岐阜市文化芸術全国大会等出場補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、全国大会等が開催される日の7日前（当該期限が岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条に規定する市の休日に当たるときは、その前日）までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 全国大会等の要項

(2) 予選等の結果

(3) 第3条第1項各号に規定する要件に該当することを証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 団体による補助金の交付の申請は、当該団体を構成する各個人の同意を得た上で、当該団体に代わりその所属する組織の代表者が行うことができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、岐阜市文化芸術全国大会等出場補助金報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、全国大会等が終了した日から1月以内又は当該決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 全国大会等への出場を証する書類

(2) 宿泊証明書（様式第3号）（大会等の開催地が遠隔にあり、宿泊が必要な場合に限る。）

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 第5条の規定による申請及び第6条の規定による報告については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

大会等の区分		補助金の額	
		個人競技に出場する 個人	団体競技に出場する 団体
全国的規模の大会等	宿泊を伴うもの	10,000円	団体競技に出場する者1人につき10,000円とし、100,000円を上限とする。
	宿泊を伴わないもの	5,000円	団体競技に出場する者1人につき5,000円とし、50,000円を上限とする。
国際的規模の大会等	国外開催	30,000円	団体競技に出場する者1人につき30,000円とし、300,000円を上限とする。
	国内開催	15,000円	団体競技に出場するもの1人につき15,000円とし、150,000円を上限とする。
市長が特に認める大会等		市長が必要と認める額	

備考

- 1 「宿泊」は、大会等の開催地が遠隔にあり、真に必要な場合に限る。
- 2 「団体競技に出場する者」は、一の大会等において当該団体競技にのみ出場する個人であって、全国的規模の大会等にあつては第3条第1項第1号ア(7)又は(イ)に該当するものと、国際的規模の大会等にあつては本市に在住し、在勤し、又は在学するものとする。

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
（団体の場合は、団体名及び代表者名）
電話番号
メールアドレス

岐阜市文化芸術全国大会等出場補助金交付申請書

岐阜市文化芸術全国大会等出場補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

大会等の区分	☐ 全国的規模の大会等 ☐ 国際的規模の大会等
出場者	☐ 個人 ☐ 団体
（フリガナ） 氏名又は団体名	
住所	
所属（学校・学年等）	
出場予定者数	人（うち本市在住者等 人）
大会名称	
大会主催者	
開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日
宿泊予定	年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類	☐ 全国大会等の要項 ☐ 予選等の結果 ☐ 要綱第3条第1項各号に規定する要件に該当することを証する書類 ☐ その他市長が必要と認める書類

☐ 岐阜市文化芸術全国大会等出場補助金の「交付決定通知」及び「額の確定通知」を電子メールにより受け取ることを希望します。※書面での通知は必要ありません。

受取を希望する メールアドレス	☐ 上記のとおり
--------------------	---------------------------------

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
（団体の場合は、団体名及び代表者名）
電話番号
メールアドレス

岐阜市文化芸術全国大会等出場補助金報告書

全国大会等に出場したので、次のとおり結果を報告します。

指令年月日	年 月 日
指令番号	指令 第 号
（ふりがな） 氏名又は団体名	
出場者数（実数）	人（うち本市在住者等 人）
大会名称	
大会結果	
開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日
宿泊日	年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類	☐ 全国大会等への出場を証する書類 ☐ 宿泊証明書（様式第3号）（宿泊を伴う場合に限る。）

宿 泊 証 明 書					
対象となる 宿泊者全員の氏名 (団体名)					
宿 泊 地 住 所					
宿 泊 施 設 名					
宿 泊 期 間		自	年	月	日
		至	年	月	日
上記のとおり宿泊したことを証明します。					
年 月 日					
証 明 者					
(※証明者は、記名押印に代えて署名することができます。)					

< 注意事項 >
証明者は、宿泊施設の代表者又は担当者とする。